

第6項 まちの美化を進める

快適な生活環境を確保するため、清掃活動への支援や歩行喫煙防止対策のほか、昨今増加している空き家等の対策などに取り組んでいます。

1 まちの美化を推進するために

区は、環境美化活動を行う区民や事業者への支援を行っています。新たに活動に参加したい区民や事業者にも、積極的な情報提供や啓発活動に努め、多くの区民がまちの美化に関心を持ち、積極的に参加できるような取組を進めています。

区民、事業者との協働により、良好な地域環境に支えられた清潔で美しいまちを目指します。

(1) 環境清掃推進連絡会との協働

町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルに関わる類似の住民組織を統合して平成15年7月に環境清掃推進連絡会が発足し、区と協働して循環型社会づくりと地域環境の保全に取り組んできました。

令和5年度は、美化活動月間、環境問題に関する講演会、環境清掃関係施設見学会など、さまざまな普及・啓発事業を実施しました。

なお、環境清掃推進連絡会は、発足当初の目的の多くを達成したことから、令和6年3月22日開催の臨時総会をもって解散しました。

(2) 区内一斉清掃

練馬区環境清掃推進連絡会と区が協働し、毎年5月と11月の最終日曜日を「区内一斉清掃事業日（ごみゼロデー）」と定め、地域の美化活動を呼びかけています。

令和5年度は、5月および11月を「春（秋）の美化活動月間」とし、一斉清掃日に清掃活動を行うことが難しい参加団体については、各団体の状況に合わせて美化活動月間の期間中に美化活動を実施しました。

(3) 町会・自治会などへの支援

ア 環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組む地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会などに清掃用具を提供しています。

令和5年度末現在、つぎの37地区（44,017世帯）を環境美化推進地区に指定しています。

光が丘パークタウン いちょう通り東第一 団地管理組合	大泉学園緑町会	大泉住宅共栄会	大泉町二丁目町会
区営上石神井一丁目 第二アパート自治会	小竹町会	栄町町会	桜台一丁目町会
桜台自治会	桜台親和町会	桜台四丁目南町会	下石神井千川町会
石神井会	石神井小関町会	さんろく自治会	関町北三丁目町会
都営上石神井団地自 治会	豊玉第一町会	仲一自治会	仲二町会
仲町五丁目町会	練馬北町六丁目自治 会	練馬区北園町会	向山町会
橋戸町会	早宮一丁目自治会	早宮三・四丁目町会	東大泉井頭町会
東大泉中村町会	光が丘第一自治会	光が丘地区連合協議 会	氷川台ひばりが丘睦 会
富士見台町会	平和台一丁目町会	南田中団地第三自治 会	南田中団地第四自治 会
中村西町会			

イ 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供しています。

令和5年度は町会・自治会 75 団体（58,054 世帯）、ボランティア団体 36 団体（3,310 人）の登録がありました。

(4) 歩行喫煙等の防止

ア マナーアップ指導員による巡回指導

平成21年12月から、歩行喫煙およびたばこのポイ捨てをなくすため、マナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙者などに対する注意・指導を行っています。

イ 電柱巻看板による啓発

道路や公園などの公共の場所での歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすため、区内 246 本の電柱に啓発用の巻看板を掲出しています。



ウ 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすための対策として、駅周辺に喫煙所を設置しています。令和5年度末現在、練馬駅、大泉学園駅、中村橋駅、光が丘駅の4駅5か所に喫煙所を設置しています。

エ 歩行喫煙率調査

区内4駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）における歩行喫煙状況の実態を把握するため、それぞれの駅周辺で5か所の定点を設け、平日朝7時30分から8時までの30分間、目視により、歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査しています。

[歩行喫煙率（※12月調査）]

単位：%

駅	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
練馬	4.5	2.7	3.2	2.4	3.3	1.9	1.6	1.7	0.2	0.2	0.3	0.5	0.4
大泉学園	1.3	1.2	1.1	0.9	0.7	0.5	0.5	0.3	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0
光が丘	3.0	3.0	2.6	2.8	1.9	2.2	1.0	0.9	0.3	0.5	0.2	0.1	0.2
石神井公園	3.2	3.6	1.6	1.6	1.7	1.3	1.2	0.7	0.4	0.4	0.0	0.2	0.2
4駅合計※	2.6	2.1	2.0	1.7	1.6	1.3	0.9	0.7	0.2	0.4	0.1	0.2	0.2

駅	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
練馬	0.2	0.3	0.2	0.4	0.2	0.3	0.4	0.0	0.1
大泉学園	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
光が丘	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
石神井公園	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
4駅合計※	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1

※4駅合計の歩行喫煙率＝4駅合計の歩行喫煙者数÷4駅合計の歩行者数

オ ポイ捨て実態調査

区内4駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）におけるたばこのポイ捨ての現況を把握するために、それぞれの駅周辺3か所で年4回、平日朝9時にポイ捨てされているたばこの吸い殻の本数を調査しています。

[たばこの吸い殻本数（※12月調査）]

単位：本

駅	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
練馬	24	43	51	41	37	52	69	39	26	18	37	19	28	59
大泉学園	6	15	28	50	58	42	44	39	23	26	27	17	22	35
光が丘	55	64	133	86	87	72	93	106	77	72	33	38	44	29
石神井公園	16	11	72	92	32	31	44	39	24	22	27	25	13	46
4駅合計	101	133	284	269	214	197	250	223	150	138	124	99	107	169

(5) 落書対策

落書きは犯罪であり、まちの美観を損ねるものです。区は環境美化の観点から、民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、消去しています。

令和5年度は1件、1か所、約2㎡消去しました。

2 カラス対策

区では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に基づき、民有地の樹木などにカラスが営巣し、親カラスが人を威嚇、攻撃する場合、その原因となる巣などの撤去を行っています。

また、カラスの餌場となっているごみ集積所の適正利用を徹底する、区が貸し出している防鳥ネットを利用するなど、日常生活で実行できることについて周知しています。

[実績]

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
巣の撤去・処分(巣)	14	26	29	21	23
落下したヒナの捕獲・処分(羽)	10	16	11	12	9

3 アライグマ・ハクビシン対策

区では、平成30年度から東京都の策定している「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に参加し、アライグマ・ハクビシンによる生活被害を受けた場合に、現場調査やわなの設置による防除対策を行っています。

[実績]

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
わな設置件数		125	151	148	94	70
捕獲数（合計）		27	19	18	11	3
内訳	ハクビシン	27	17	15	10	1
	アライグマ	0	2	3	1	2

4 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の管理の適正化

平成 27 年 5 月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）」を全面施行（令和 5 年 12 月に一部法改正）しました。

区においても、適切な管理がなされていない空き家について、区民からの相談・要望などが多数寄せられています。また、いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる居住者がいながら堆積物等により管理不全状態となっている建築物についても、地域の大きな問題となっています。

区は、「練馬区空き家等対策計画」を平成 29 年 2 月に策定（令和 3 年 3 月に取組内容の一部を修正）するとともに、「練馬区空き家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成 29 年 7 月練馬区条例第 28 号）」を制定し、平成 29 年 10 月に全面施行（令和 6 年 3 月に一部条例改正）しました。

条例制定後は、学識経験者などで構成する練馬区空き家等および不良居住建築物等適正管理審議会の意見を聞きながら、問題の解決に向けた取組・手続等を推進しています。

さらに、空き家の有効活用を促進するため、空き家所有者と空き家の活用を希望する団体などをマッチングする事業や、空き家セミナー・個別相談会を開催するなどの取組も進めています。（令和 5 年度 2 件成立）

[空き家相談対応件数]

	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	203	295	344	466
適正管理通知件数	107	150	130	180

(2) あき地の管理の適正化

区は、あき地の雑草が繁茂したままで放置されて、住民の健康を害し、犯罪を発生させるなど、生活環境を著しく損なうことを防ぐため、「あき地の管理の適正化に関する条例（昭和 45 年 10 月練馬区条例第 37 号）」に基づき、あき地の所有者や管理者などに対して、適切な管理を依頼するなどの取組を進めています。

[あき地相談対応件数]

	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	63	82	101	106
適正管理通知件数	40	59	34	39